

千葉市生活援助型訪問サービス従事者の取扱について

日頃より、本市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。
本市の介護予防・日常生活支援総合事業のうち「生活援助型訪問サービス」の従事者研修の取扱を以下のとおりまとめましたので、ご確認ください。

1 生活援助型訪問サービスに従事できる者の要件

ヘルパーの資格を有していない方が業務に従事するためには、以下の2通りの方法があります。

- (1) 市が主催する研修を受講する
- (2) ア) 本市が作成したテキストを用いた研修を事業所内で一定時間行う
イ) 「ア)」の研修後、市が主催する直近の研修を受講する（受講を条件に「ア)」の研修終了後から業務に従事できる。）

事業所における研修実施からサービス従事に至る手続きについては、以下のとおりです。

1 届出対象者

○千葉市から訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスの指定を受けている事業所

2 届出書類・方法

※番号は、別表「事業所内研修実施から修了までの流れ」に対応しています。

- ① 介護保険事業課に、メールでテキスト送信を要求する。
(送付先メールアドレス：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp)
件名は、【生活援助型訪問サービス・テキスト送付依頼】としてください。
- ② 各事業所において、千葉市が作成したテキストに沿った研修を実施する。
- ③ 「千葉市生活援助型訪問サービス従事者研修修了報告書(※)」を研修修了日から10日以内に下記提出先に郵送する。届出期限が閉庁日の場合は、直近の開庁日が届出期限となります。
- ④ 修了報告書の提出後、サービスに従事していただけます。

(※) 介護保険事業課のホームページより、電子ファイルをダウンロードしてください。
(掲載箇所：介護保険事業課→生活援助型訪問サービス・事業所内研修の実施に係る手続きについて)
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/sogojigyo_seikat_suenjyokensyuu.html

(提出先)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 事業所支援班

3 留意点

※次回市が開催する千葉市生活援助型訪問サービス従事者研修を必ず受講してください。

※受理通知に記載されたサービス提供有効期間のみ、研修を実施した事業所においてサービス提供が可能です。